

《お問合せ・ご意見窓口》

各手続きの内容に関するお問合せは、『手続き場所・問合せ』欄に記載の窓口までお願いします。
また、本ガイドに関するご意見等については、本庁2階の行政改革推進室(☎0833-72-1400内線228)までお寄せください。

光市行政手続きガイド

出生したときの主な手続き

光市役所	本庁	〒743-8501	山口県光市中央6丁目1-1	☎0833-72-1400
総合福祉センター	あいぱーく光	〒743-0011	山口県光市光井2丁目2-1	☎0833-74-3000
	教育委員会	〒743-0011	山口県光市光井9丁目18-3	☎0833-74-3600
	大和支所	〒743-0193	山口県光市大字岩田2356-1	☎0820-48-2211
光市水道局		〒743-0063	山口県光市島田1丁目17-1	☎0833-71-0700

注: ⊕マークのあるものは、室積出張所、浅江出張所、三島出張所及び周防出張所で手続きができます。

注: ①～④は本庁1階の窓口番号です。

主な手続き:

1ページ

- 母子健康手帳
- 出生届
- 国民健康保険

光市国民健康保険以外の健康保険の手続きについては、勤務先、健保組合、協会けんぽなどにお問合せください。

2ページ

- 子ども手当

中学校卒業までのお子様を養育する親等に支給します。所得による制限はありません。

- 乳幼児医療費助成制度

- 児童扶養手当

- ひとり親家庭医療費助成制度

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
(妊娠した時)		
1 妊娠の届出 母子健康手帳の受領	● 医療機関発行の「妊娠届出書」	あいぱーく光 健康増進課 健康増進係 ☎0833-74-3007
(出生した時)		
2 出生届 ⊕ 出産した日から14日以内にお手続きください。	● 出生届 ● 届出人の印鑑(朱肉使用) ● 母子健康手帳	本庁1階 ① 市民課 戸籍住民係 ☎0833-72-1400 内線272 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320 * 土日祝日・夜間は1階当直室
3 国民健康保険 ・出産育児一時金の申請 ※医療機関等で直接支払制度(国民健康保険から医療機関へ直接支払う制度等)を利用し、出産費用が支給額(42万円)を上回った場合、手続きは不要です。	● 印鑑(朱肉使用) ● 保険証(国民健康保険被保険者証) ● 直接支払制度に係る合意文書(通常、医療機関で受け取ります) ● 医療機関発行の請求明細書 ● 世帯主名義の通帳	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295
4 国民健康保険 ⊕ ・お子様の国民健康保険の加入 出産した日から14日以内にお手続きください。	● 印鑑(朱肉使用) ● 保険証(国民健康保険被保険者証) ※出張所で手続きをされた場合は、後日、保険証(国民健康保険被保険者証)をご自宅に郵送します。	本庁1階 ② 市民課 保険年金係 ☎0833-72-1400 内線291・292・295 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320

手続き項目	持ち物や注意事項	手続き場所・問合せ
<p>5 子ども手当の手続き</p> <p>出産した翌日から15日以内にお手続きください。 ※中学校卒業までの子どもを養育する親等に支給します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑(朱肉使用) ▲ 保護者の健康保険被保険者証(第1子の出生など新規の場合) ▲ 保護者名義の通帳(第1子の出生など新規の場合) ※その他、必要に応じて提出する書類があります。 * 手続きが遅れた場合は、手続きの翌月分からの支給となります。 	<p>あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320</p>
<p>6 乳幼児医療費助成制度</p> <p>※小学校就学前までの児童(6歳到達後最初の3月31日まで)の医療費を助成します。</p>	<p>【所得による制限があります】 ※市外から転入された方などについては、「所得課税証明書」が必要になる場合がありますので、手続き前にお問合せください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑(朱肉使用) ● お子様の名前が記載されている健康保険被保険者証 	<p>あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005 大和支所 住民福祉課 ☎0820-48-5320</p>
<p>7 児童扶養手当の手続き</p> <p>※父母の離婚や父母の死亡などにより、父または母と生計が同じでない児童(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している父母又は父母に代わって児童を養育している方に支給します。</p>	<p>【所得による制限があります】 * 公的年金や遺族補償等を受けることができるときなどについて、支給とならない場合がありますので、手続き前にお問合せください。</p>	<p>あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005</p>
<p>8 ひとり親家庭医療費助成制度</p> <p>※18歳まで(18歳到達後最初の3月31日まで)の母子・父子家庭の児童及び養育者の医療費を助成します。</p>	<p>【所得による制限があります】 ※市外から転入された方などについては、「所得課税証明書」が必要になる場合がありますので、手続き前にお問合せください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 印鑑(朱肉使用) ● 保護者とお子様の健康保険被保険者証 	<p>あいぱーく光 子ども家庭課 保育家庭係 ☎0833-74-3005</p>

【記号の説明】

●: 持ち物のうち必ず必要なもの

▲: 該当する場合のみ、必要となるもの

